

京都市告示第176号

京都市都市公園条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり、桂川緑地久我橋東
詰公園第1球技場の供用を開始します。

平成17年4月8日

京都市長 榊本頼兼

供用開始日

平成17年4月16日(土)から

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)